



ちばの学童保育

2017年9月24日 発行 第110号

発行者 千葉県学童保育連絡協議会
船橋市本町3-4-3 千葉保育センター内
Tel: 047-424-8102 Fax: 050-3730-6088
E-mail: chibagakudo@nifty.com

■■ 第37回千葉県学童保育指導員学校 ■■

第37回千葉県学童保育指導員学校を12月3日に船橋中央公民館
(午後は船橋勤労市民センターでも有ります)で行います。

午前中の全体会は指導員の経験も有る弁護士の安井飛鳥氏による
「子どもの人権を考える」です。

虐待、貧困、発達の違いなど、気になる子ども達が増えています。
子ども達の笑顔の為に指導員として知らなくてはならない子どもの人権
について学び、確認していきます。

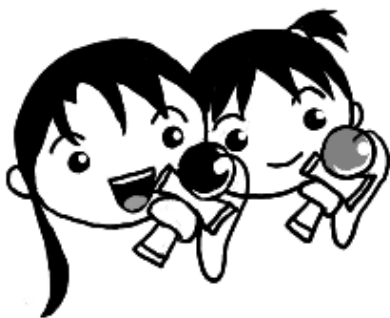
午後の分科会では仕事の基本や子どもの事、遊び、工作、交流など
をそれぞれに別れて行います。

現任者の認定資格研修を行っていますが、現任研修の重要性も更に増していますので是非参加して、日々の
保育に役立ててください。



■■ 第52回全国学童保育研究集会 in 兵庫 ■■

～11月4日(土)、5日(日)は兵庫へ行こう!～



「日本の学童はいく」、ご覧になっていますか? 全国研のPRページ! 全
体会のこと、会場のこと、歓迎行事のこと、観光名所など、全国研の魅力が
いっぱい紹介されています。ぜひ、ページをめくってみてください♪

さて、毎年、全国学童保育連絡協議会と開催地の連絡協議会が力を合わせ
て行う全国研。全国から学童保育関係者が集まって、楽しく、真剣に学ぶ二
日間。一日目は、

「小学生のこころのヒ・ミ・ツ」と題し
て、日本福祉大学名誉教授の近藤直子先生

がお話されます。二日目は、51の分科会に分かれて学びます。

子育てや保育の悩みや喜び、保護者会や連協、指導員会などで行き詰って
いることや共有したいこと、運営や情勢...「今の私が知りたい」を叶える
場所。それが、全国研。そして、気づきを与える全国研。まずは参加してみ
ましょう!!



■■ 千葉県学童保育連絡協議会・総会 ■■

2017年6月25日（日）船橋市中央公民館にて各加盟団体の担当者、個人会員が集まり、2017年度の総会が開かれました。会長挨拶の後、学童保育指導員の経験もある弁護士の安井飛鳥さんにご挨拶をいただき、保護者も指導員も勇気づけられました。ありがとうございます！

さて、今回の議案書では、「学童保育連絡協議会」について、「どんなことをするところかよくわからない。」「地域でどんなふうに伝えていいのかわからない。」という声に応えようと、小学校低学年がいかに大切か、そこでの保護者の向き合い方、保育園との違い、だからこそ大切な保護者同士のつながり、そのための組織が連絡協議会であることを冒頭に入れ、国の取り組みについても、詳細な資料をつけ、説明をし、「学童保育の本来の役割」を改めて共有する貴重な時間となりました。



活動計画についても、「会議日程だけでなく、早めに地域からどのくらい出席者が必要かも知りたい。」という希望に応え、目安をお伝えしました。実際の活動を通して、「共に問題に向き合う仲間、子育て・保育の喜びを分かち合う仲間」であることを実感できるようにと考えています。

地域交流では、待機児童、指導員不足、委託化、指導員の待遇、多人数保育の問題などが話され、改善も見られましたが、非常に厳しい状況のところもあり、「子どもにとって本当の居場所となるには何が必要か」を保護者、指導員、行政が、それぞれの立場ではなく、子どもを真ん中に話し合わなくてはという思いを共有できました。

どの人も、子育てに、仕事に追われ、大変な日々だと思います。それでも、子どもの笑顔に救われてきたと思います。その笑顔のためにできることって何でしょう？最後に、退職する事務員の挨拶から一言ご紹介します。彼女は、母として、妻として、社会の一員として、学童保育のために情熱を注いでくれました。

「忙しい中でできることは何か」

小さな一歩を大切にみなさんと踏み出そうと思える総会でした。

■■ 学童保育情勢 ■■

夏休みも終え再び学校生活が始まり1ヶ月たちました。お子さんに変わった様子はありますか。休み明けの子どもの変化には保護者や指導員の気づきが非常に重要となっています。少しでも変わった様子があれば保護者と指導員が連携をとって一緒に対応してあげて下さい。

さて、今、内閣府が取りまとめている地方分権有識者会議では、「放課後児童健全育成事業に関わる『従うべき基準』等の見直し」が取り上げられています。この『従うべき基準』と言うものは、ただ2つで、学童保育で支援の単位(おおむね40名)に付き支援員を最低2名配置する事(内1名は補助員でも良い)と支援員になる最低条件が高卒以上で2年以上の児童福祉事業に従事した者だけです。しかし、支援員不足を理由に都道府県知事会、全国市町村町会及び複数の地方自治体の名前で『従うべき基準』の廃止または参酌化を要求しています。内閣府では、これらの要求を基に基準の緩和を行う方針です。初めて出来た学童保育に関する基準がわずか3年で反古される事になり非常に深刻な問題になっています。全国連協でもこの問題に大きく取り組んでいますが、地域の皆様も地域の首長や議会議員及び地域選出の国会議員に基準がなければ、支援員等の労働環境が悪化し、更に支援員の成り手が減り、学童保育が成り立たなくなる事を訴えていきましょう。